

坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加者心得書

(令和8年6月改正)

(趣旨)

第1条 坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負、設計・調査・測量及び物品の買入れ・賃貸借、並びにその他の業務委託等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項は、別に定めるもののほか、この心得書に定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 一般競争入札の参加資格を得た者又は指名競争入札の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、坂戸、鶴ヶ島下水道組合契約規則（昭和44年坂戸、鶴ヶ島下水道組合規則第5号。以下「契約規則」という。）その他関係法令及びこの心得書を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合業務委託契約約款その他各業務別に定める契約約款。以下「契約約款」という。）、図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図面、設計書及び仕様書を「設計図書」という。）、坂戸、鶴ヶ島下水道組合競争入札参加者心得書、入札公告、指名通知書及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。

3 契約規則及び契約約款は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合財務課窓口及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合ホームページ「入札・契約」で閲覧することができる。

ホームページアドレス <https://www.stgesui.or.jp>

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）、その他関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を及ぼすおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。

4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。

5 入札参加者は、入札手続に際し、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の指示に従い円滑な入札執行に協力し、入札執行を妨げたり他の入札参加者の入札手続を妨害するようなことを行ってはならない。

(入札参加資格及び指名の取消し)

第4条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

(1) 政令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者となったとき。

(2) 死亡（法人においては解散）したとき。

(3) 営業停止命令を受けたとき。

(4) 営業の休止又は廃止をしたとき。

(5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号に該当した者に対して行った一般競争入札の参加資格又は指名競争入札の指名は、これを取り消す。

3 入札参加者が、政令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その入札の参加資格又は指名を取り消す。

4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

(1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。

(2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。

(3) 埼玉県内で工事事故を起こしたとき。

5 入札参加者が、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約に係る指名停止措置要綱（平成8年坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づき指名停止を受けた場合、及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合の締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成9年坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第11号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）第3条に基づき指名除外の措置を受けた場合は、その入札参加資格を取り消す。

(一般競争入札の参加資格)

第5条 一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるものとする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、管理者が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

(3) 坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事等競争入札参加資格者名簿に、対象工事又は業務に対応する業種で登録されている者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、指名停止措置要綱に基づく指名停止措置及び暴力団排除措置要綱第3条に基づく指名除外を受けていない者であること。

(5) 直近の2か年度において、坂戸、鶴ヶ島下水道組合発注工事に係る工事成績点数（それぞれの年度の平均点）が極めて低いものでないこと。

(暴力団等の不当介入があった場合の報告義務)

第6条 入札参加者は、組合発注工事等において、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係業者から不当介入（物品・機関紙等の購入の強要、金銭の不当要求、現場管理に起因した言いがかり等）を受けた場合は、不当介入報告（届出）書を作成し、直ちに管理者及び警察署に提出しなければならない。

(入札)

第7条 入札参加者は、設計図書について疑義があるときは、入札公告又は指名通知等の定めるところにより質問することができる。

2 入札の方法は、書面により入札書を提出する入札（坂戸、鶴ヶ島下水道組合郵便入札実施要領に定める郵便入札を含む。以下「紙入札」という。）により行うものとする。

3 入札は、入札公告、指名通知（以下「入札公告等」という。）で指示した日時及び方法に従い行うものとし、所定の入札書提出日時に入札書が不着の場合は、辞退したものとし、また、紙入札（郵便入札により執行する場合を除く。）にあっては、指示された時間に遅刻した者及び所定の設計図書の貸与を受けていない者（ただし、電子メール等電磁的方法により設計図書の交付を受けた者は除く。）の入札参加は認めない。

4 入札参加者は、紙入札にあっては、所定の入札書に必要事項を記載し、記名・押印のうえ、これを封書にして入札執行者の指示により入札箱に投入（郵便入札にあっては、所定の入札書提出日時に到着）しなければならない。

5 入札は、消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者が見積もった金額の100/110（税抜き相当額）に相当する金額により行わなければならない。ただし、入札公告又は指名通知等において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。

6 紙入札（郵便入札により執行する場合を除く。）の場合、入札参加者が、代理人をして入札に参加させようとするときは、代理人に委任事項、件名、委任者・受任者（代理人）の氏名・使用印押印・日付その他必要事項を記載した委任状を提出させなければならない。また、本人が参加する場合は代表者印を、代理人が参加する場合は、委任状に押印した自己の印鑑を必ず所持すること。

7 入札参加者は、入札公告又は指名通知等により、入札金額見積内訳書、配置予定技術者報告書その他の提出を求められたときは、入札公告又は指名通知等若しくは入札執行者の指示に従い提出しなければならない。

(入札保証金)

第8条 入札参加者は、入札公告又は指名通知において入札保証金を免除された場合を除き、見積金額（消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の5/100以上の入札保証金を納付しなければならない。

2 入札保証金は、入札終了後、これを還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金の全部又は一部に充当するものとする。

3 契約規則第7条の規定により入札保証金の免除を受けようとする者は、別に定める方法により入札保証金免除申請書を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

なお、入札期間を設け入札書の提出を求めたものについて、当該期間内に入札書が未着の場合は、その入札を辞退したものとしなす。

(1) 入札執行前にあっては、郵送、持参又は電子メール等の電子媒体を使用して提出すること。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。ただし、郵便入札により執行する場合は、この限りでない。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第10条 入札者は、いったん提出した入札書の撤回、書換え又は引換えをすることはできない。

(入札の取りやめ等)

第11条 入札参加者が第3条又は第4条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。

2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない。

3 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

(開札)

第12条 開札は、紙入札（郵便入札により執行する場合を除く。）の場合は、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ちあわせて行う。なお、郵便入札の場合は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合郵便入札実施要領の定めるところによる。

(入札の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

(3) 郵便（郵便入札により執行する場合を除く。）、電話、電報、ファクシミリ又は電子メール等の電子媒体により提出した者がした入札

(4) 入札金額見積内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書を提出しない者がした入札

- (5) 入札金額見積内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書の内容が認め難い者がした入札
- (6) 入札金額見積内訳書の提出を求めた入札において、当該内訳書の合計金額が入札書に記載した金額と一致しない者がした入札（いわゆる「値引き」と同意義による調整は認めない。）
- (7) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (8) 入札書提出後に入札参加資格の確認を行う場合において、入札公告等又は入札執行者の指示による書類を提出しない者がした入札
- (9) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
- (10) 紙入札による場合で、次のいずれかに該当する入札をした者がした入札
 - ア 入札者の記名及び押印がない入札
 - イ 押印（訂正印）の有無にかかわらず、金額の訂正を行った入札
 - ウ 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印（訂正印）のない入札
 - エ 押印された印影が明らかでない入札
 - オ 記載すべき事項の記入がない入札又は記入した事項が明らかでない入札
 - カ 代理人で、委任状を提出しない者がした入札
 - キ 他人の代理を兼ねた者がした入札
 - ク 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2人以上の代理をした者がした入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
（落札者の決定）

第14条 落札者は、予定価格の100/110の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、入札書比較価格の範囲内で最低制限価格の100/110以上の価格の入札をした者のうち最低の価格の入札をした者）とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、入札価格の低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

- 2 落札者の決定がなされたときは、紙入札（郵便入札による執行の場合を除く。）による場合は、その場で当該入札者にその旨を発表する。なお、郵便入札の場合は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合郵便入札実施要領の定めるところによる。
- 3 落札者が、消費税及び地方消費税について免税事業者である場合は、落札決定後、免税事業者届出書を提出しなければならない。

（くじによる落札者の決定）

第15条 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、紙入札（郵便入札による執行の場合を除く。）の場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせる方法により、また郵便入札の場合は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合郵便入札実施要領の定めるところの方法により落札者を決定する。くじにより落札者を決定しようとする場合、当該入札者は、くじを辞退することはできない。

- 2 前項の紙入札の場合のくじ引きに当たり、当該入札をした入札参加者がくじを引かないときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員がくじを引き落札者を決定する。

（再度入札）

第16条 初度入札において落札者がいないときは、再度入札を行うことがある。

- 2 再度入札は、1回限りとする。
- 3 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び最低制限価格を設けた場合において最低制限価格の100/110未満の入札をした者は、再度入札に参加することができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。
 - (1) 再度入札に参加することができる者がいないとき。
 - (2) 入札前に、設計額を公表した入札

（不調時の取扱い）

第17条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、随意契約の方法により契約を締結することがある。

- 2 再度入札において無効の入札を行った者又は最低制限価格を設定した場合で、当該最低制限価格の100/110未満の入札をした者は、前項の規定による随意契約の相手方となることができない。
- 3 紙入札（郵便入札による執行の場合を除く。）の場合で第1項の規定により随意契約の方法により契約の締結を行うときは、再度入札の結果の発表に続き、当該入札場所において直ちに、契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積をした者を契約の相手方とする。

（契約書等の提出）

第18条 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知するものとする。

- 2 落札者は、特に指示がない限り、落札決定日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日及び組合の年末年始の休業日を除く。）に契約書に記名・押印のうえ、契約約款、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、管理者に提出しなければならない。
- 3 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。
- 4 契約書の製本方法は、特記仕様書等又は発注担当課の指示により、契約に必要な部数を落札者の負担において行うものとする。
- 5 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しない

ことがある。

- (1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）
- (2) 落札者が競争入札に参加する資格及び入札公告で示した資格を有しなくなったとき。
- (3) 落札者が組合から指名停止措置を受けたとき。
- (4) 落札者が暴力団排除措置要綱第3条に基づく指名除外の措置を受けたとき。

（契約保証金）

第19条 落札者は、契約締結に当たって契約金額の10/100以上の契約保証金の納付又はこれに代わる担保を提供しなければならない。

2 履行保証保険契約の締結等により契約保証金の免除を受けようとする者及び担保の提供をしようとする者は、契約書の提出日までに必要書類を添付して契約保証金免除申請書（担保等内訳書）を提出しなければならない。

（契約の確定）

第20条 契約は、管理者と落札者が契約書に記名・押印したときに確定する。

（異議の申立）

第21条 入札参加者は、入札後、この心得書、契約書（案）、契約約款、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（入札情報の公開）

第22条 設計額を入札前に公表する入札は、指名通知書又は一般競争入札の公告にその旨を記載し、公表事項は坂戸、鶴ヶ島上下水道合同庁舎内に設置した「入札情報掲示板」及び坂戸、鶴ヶ島下水道組合ホームページ「入札・契約」で公表する。

2 入札結果等は、別に定める坂戸、鶴ヶ島下水道組合が発注する建設工事等に係る入札結果等の公表要領に基づき公表する。

（その他）

第23条 提出された入札金額見積内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示することがある。また、談合情報等があった場合、公正取引委員会及び警察へ資料提供する。

2 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る業種について、契約（第17条第3項により契約を締結する場合も含む。）を締結しようとする日前1年7か月以内の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていなければならない。

3 入札参加者は、この心得書に定めるもののほか、係員の指示に従わなければならない。

附 則

1 この心得書は、令和8年6月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年5月31日までに公告をし、又は指名通知等を発したのものについては、なお従前の例による。